

幼稚園・こども園・保育所等における新しい生活スタイル〈習志野市版〉

令和4年6月6日版 ～学校の行動基準レベル1～

(地域の感染レベル)

※こども園・保育所等は学校の行動基準に準じる

◎一人ひとりの基本的感染対策(全員)

- 人との間隔はできるだけ1m以上空ける。(以下、「ソーシャルディスタンス」という。)
- 室内において、幼児組はマスク着用を推奨する。2歳未満児のマスクの着用は奨めない。
戸外遊びでは原則、マスクを外して活動する。体を動かす活動の際は、マスクをしない。着用の有無は保護者判断とするが、熱中症の危険がある場合等は施設判断でマスクを外す場合もある。マスク着用の際には、必ず職員の監督下のもと息苦しさを感じていないか、持続的なマスクの着用が困難な状況ではないか等、安全面に十分配慮する。幼児は、マスク着脱の判断が自分では難しい年齢であることを考慮し、大人が判断し、適切に指示をする。
- 施設職員は原則マスク着用とする。ただし、熱中症のリスクがある場合は自己判断でマスクを外す等の対策をする。保護者は施設内に入る場合はマスクの着用を推奨する。真正面での会話は可能な限り避ける。
- マスクを着用していると水分を摂取する機会が少なくなる傾向にあるため、定期的に水分補給をし、脱水症状に注意する。また、休憩時間を確保する。
- 保育室等の換気については、これまで以上に徹底し、気候上可能な限り常時行う。それが難しい場合は、30分に1回以上、数分間程度窓を全開にし、廊下の窓も安全に配慮しながら適度に開ける。換気扇や扇風機は部屋の使用の有無に限らず常時稼働する。常に保育室廊下側の上窓2か所と廊下の窓を1～2か所、それぞれ20cm以上開ける。換気扇のない保育室では、空気の対流に配慮し、保育室内の2方向の上窓と廊下の窓を1～2か所、それぞれ20cm以上開ける。戸外遊び時や保育終了後は、5分～10分程度窓を全開にし、空気の入れ替えを行う。
- こまめな消毒を実施する。(次亜塩素酸ナトリウム消毒液)
- 咳・くしゃみをするときはマスクをしていても袖や手で口・鼻を覆う。手で覆った際は、必ず手洗いを行う。
- 手洗いは水と石鹸で30秒程度洗う。給食前、戸外・他の保育室から戻った時等、活動の切れ目に必ず手洗いを行う習慣をつける。
- 子どもにおいては、前夜の体温確認と当日の朝、昼に検温をし体調確認を行う。
体調の悪い日は、欠席等の安全策がとれるようにする。
- 職員においては、毎朝、昼、退勤時に検温をし、発熱や風邪症状等、体調の悪い場合、いつもと違う症状がある場合、同居家族が体調不良の場合は極力保育に入らない、欠勤の協力を得る等の可能な限りの安全策を取る。また、受診を勧め、受診状況や検査状況を聞き取り、状況に応じた対応をする。ただし職員の同居家族が濃厚接触者となった場合や、PCR検査、抗原検査を受けたが、体調不良等はみられない場合、同居家族の園(所)・学級・学校、職場等が閉鎖していても、職員本人の体調不良が認められない場合においては、勤務をしてもかまわない。
- 感染者発生時に備え、子どもの健康状態の記録を月末に集め、1カ月間保管し、その後シュレッダーを使い破棄する。

★子ども同士

- 手洗い・うがいをする流し場、給食配膳やおやつ、食事中、登降園(所)時の玄関、所持品の整理などでは、密集を避けるための工夫をする。
- 整列時のソーシャルディスタンスの確保を知らせるための環境を整える。(目印を付ける)
- 天気の良い日は戸外での遊びを促すが、学年、年齢ごとに時間帯を分ける等、密集・密接にならないようにする。遊戯室、空き保育室等も使用し、分散する等工夫する。
- トイレは密集、密接しないよう時間差をつけて誘う。換気扇を必ず回し、窓を開け、換気に努める。便器はこまめに消毒する。(トイレのドアノブ等も同様)
- 遊具の共有はやむを得ないが、こまめな消毒を心がける。十分な数の遊具を用意し貸し借りがなるべく少なくできる配慮をする。やむを得ず遊具の貸し借りを行う際は、使用後に手洗いをを行う。
- 幼児組の廊下歩行は、1列とし、ソーシャルディスタンスを十分にとる。

★職員同士

- 職員が子どもたちの模範となるよう、廊下歩行の仕方やソーシャルディスタンスを守る。
- 職員室に集まる際は、1m以上の距離を保つ。また、密集しないよう時間差や場を分けて休憩が取れるようにする。
- 勤務時間外や休日についても、感染症対策は継続していることを十分理解し、体調管理と、保育施設職員としての自覚ある行動を心がける(特に会合や会食等は十分注意すること)
- 共用する部分(机やドアノブ、手すり等)や遊具は、昼食後や保育終了後、必要時に必ず消毒を行う。
(次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使う。詳しくは、幼稚園は令和2年4月27日付け教学号外より発令された文書・保育所こども園は令和2年3月5日以降の本部掲示板かメールを参照 0.05%次亜塩素酸ナトリウム溶液)
- 職員の正しいマスクの着用(可能な限り不織布マスクを使用、マウスガードは不可、必要に応じてフェイスシールドを使用する際はマスクと併用する)、社会的距離の確保、換気の徹底、手洗いの徹底、昼食時や休憩、更衣室等マスクを外す場面は特に感染防止について留意する。
- 発熱や風邪等があるときには、出勤をしない。また、同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者または、その候補に特定された、または保健所や医師の指導によりPCR検査や抗原検査を受ける場合においても出勤を見合わせる。

★職員と子ども

- 保育中の集まりは密集しないよう半円型で座り、話が聞けるようにする。どこからも最低1m以上の距離をとる。
- 乳児保育は抱っこやおんぶが必要なので密接はやむを得ない。感染しない感染させないために手洗いや消毒を十分に実施する。
- 密集・密接状態にならないよう見守るが、注意中心の保育にならないよう、環境の工夫を施設全体で取り組む。

★家庭との連携

- 施設は、子どもだけではなく、同居している家族の健康状態等の確認を依頼し、記録する。
- 子どもに発熱や風邪症状がある場合は、保護者に登園(所)を控えるよう依頼する。
また、同居家族が体調不良の場合においても乳幼児は、適切なマスクの着用が難しく、密接な関わりが避けられないことがあることから、可能な限り登園(所)自粛を検討していただくよう依頼する。
ただし、同居家族が濃厚接触者になった場合や、PCR検査や抗原検査を受けたが、体調不良等が認められない場合、兄弟(姉妹)の園(所)・学級・学校が閉鎖していても本人の体調不良が認められない場合は、登園(所)をしてもかまわない。
- 施設は、子ども及び同居家族が保健所や医師の指導によりPCR検査や抗原検査を受けた、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定された場合は、速やかに園(所)に連絡するよう保護者に依頼する。

□不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの効果があるとされることを保護者に適宜情報提供する。

★地域との連携

□PTAにおける話し合い・打ち合わせ等の活動やボランティア等外部参加については、書面でのやり取りに変えたり、1部屋少人数にとどめ、「3密」を避けたりするよう十分留意し、発熱や風邪の症状がある場合は無理せず参加しないよう依頼する。

□不特定多数の人が参加する地域行事等については、開催・参加を含めて習志野版あたらしいルール【イベント】に則り、地域とよく協議をし、地域とのつながりを大切にしつつ、慎重に判断する。

□できるだけ接触確認アプリ(厚生労働省)の利用を促す。

□施設の出入口など主な場所に手指消毒薬を設置する。安全面の観点から子どもの手の届かない場所に設置するとともに子どもだけでは使用しない。

★来園(所)者との面会

□外部からの来園(所)者に対し、玄関等での検温、手指の消毒を実施し来園(所)者記録を残す。この記録は、1カ月間保管し、その後シュレッターを使用し破棄する。

□地域や保護者、業者などへの連絡・相談は、できるだけ電話やメール、文書やFAXを活用する。

【生活場面でのポイント】

★登降園(所)について

□登降園(所)時に、人との距離が確保できる場合、人との距離が確保できなくても会話をほとんど行わないような場合、密にならない状況が作れる場合等の感染対策を講じることができれば、時差をつけなくてもかまわない。

★保育について

□集まりは椅子を使って間隔を取る。椅子に座る際も印で示す。

□制作などの活動はクラスを分散、座り方も対角線を基本とする。(図1)

□歌唱指導は、マスク着用の有無に関わらず、十分な間隔(前後2m)をとり一方向を向いて行う。実施前や終了後は、窓を全開して空気を入れ替え、エアロゾル対策を講じる。

□職員が声を大きく発する場面や集団に向けて話をする場面等においては、視聴覚機器(声を録音して聴かせる、マイクを使用する等)や視聴覚教材を活用し、声を大きく発する場面をなくす等の工夫をする。

□口にくわえる楽器(鍵盤ハーモニカ等)を使用した活動においては、身体的距離(前後2m以上)を十分とった上で、飛散防止や隊形の工夫等、可能な限り感染症対策を行った上で、慎重に判断し実施を検討する。

□密集・接触する運動や手をつなぐ活動については、前後の手洗いやうがいに加え、事前の健康観察を徹底した上で実施する。

□マスクを着用している場合は、心拍数を急上昇させるような遊びはしない。

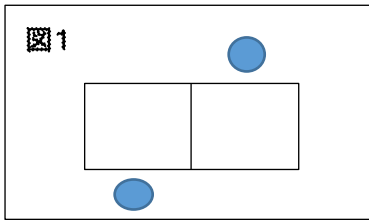
□個人で取り組む活動を中心に遊びのコーナーを設定するよう努める。

□グループ活動及びペアでの活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞る等の工夫をする。

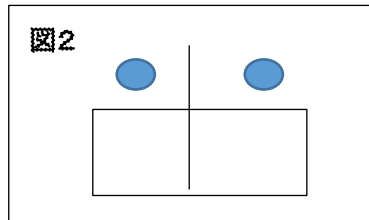
□プール活動を行う際には、「遊泳用プールの衛生基準について」に従い、これまで同様、プールの水質管理の徹底を行う。(低年齢児が使用するビニールプール等についても同様)プール活動に当たっては、プールのサイズに合わせ、一度に活動する人数を調整する、タオル等の備品を共有しない、プール前後の着替えやシャワーについても子どもが密集する状況をつくらぬよう時間差をつける等工夫する。

★給食活動、おやつについて

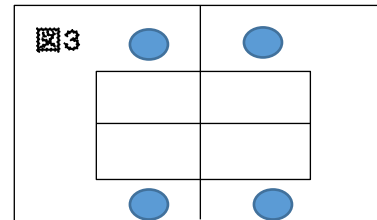
- 空き保育室や時間差等を活用して密を作らない。
- 配膳中は、密にならない、列を作らない配慮をする。
- 片付けの際は、密集しないよう、食べ終わった子どもから順次片付ける等工夫する。
- 歯磨きについては、感染拡大の状況に応じて実施の有無を検討し、実施の際は発達に応じて指導するとともに時間差をつけるなどの配慮をする。
- 食事の場面においては、距離をとり、対角線(図1)に座っていてもしきり(アクリル板の活用等)を設定し、会話はしないことを徹底する。(図2)



距離をとり対角線に座る



横に並ぶ場合はしきりを座っている位置まで設定



対角線にできない場合はしきりを十字に設定し座っている位置まで設定

★午睡について

- 子どもの顔と顔が近づかないよう互い違いに寝かせるなどの工夫をする。また、布団と布団、ベッドとベッドが密着しないように並べる。
- 午睡室は換気を常に行う。また一部屋にまとめず、なるべく分散して午睡できるよう配慮をする。

★保護者参加の行事について

- 3密を避けるための対策を徹底できる場合は、実施する。(人との間隔は前後左右1m以上確保)
- 参加する保護者を把握し、検温と健康状態の自己申告を依頼するとともに、入り口など主な場所に手指消毒薬を設置する。
- 大きな声での会話や声援などは控え、参加者同士の身体の接触を伴う演出(触れ合うダンス、ハイタッチ、肩くみ等)は行わない。
- 保護者は、参加型ではなく、距離を取った参観型、人数が多いクラスは何回かに分ける等検討する。

★清掃・消毒

- 子どもが触れる場所、遊具等はこまめな消毒を行う。遊具は消毒しやすいもの、洗濯しやすい素材を選ぶ。
- 子どもの密を避けるために室内は広く取り、掃除、消毒がしやすい状態を作る。

★会議について

- 職員会議等やむを得ず全員が集まる会議は、遊戯室で実施したり、2回に分けて実施したり文書でのやり取りに変えたりするなど工夫する。また、会議は30分単位とし、延長する場合は、その都度換気をする。
- グループごとの打ち合わせ等は、内容を厳選し、1部屋8名程度(部屋の大きさに併せて人数を調整する)にとどめ、間隔をあけて座り、短時間で終了できるようにする。
- 水分補給が必要な場合は、自ら持参し、飲む時はマスクを取るのを後ろを向く。休憩時間の会話は控える。会議終了後には机を拭いて退室する。

★市主催の行事・研修会について

□市主催の行事や研修会については、新型コロナウイルス感染状況や参加人数、開催場所、開催時間を考慮し、実施の可否をこども保育課が判断する。

□各施設における講師を招いた研修会については、実施の必要性を十分に吟味し、施設長が認めた講師である場合のみ可とする。講師の体調を十分把握するとともに、講師の感染防止対策にも配慮する。

附 則

この生活スタイルは、令和2年5月27日に交付し、6月1日から施行する。

この生活スタイルは、令和2年7月1日に改訂し、施行する。（主に熱中症予防について改訂）

この生活スタイルは、令和2年9月7日に改訂し、施行する。（主に家庭との連携について改訂）

この生活スタイルは、令和2年12月7日に改訂し、施行する。

（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「寒冷な場合における新型コロナ感染防止等のポイント」の追記による改訂）

この生活スタイルは、令和3年1月21日に改訂し、施行する。（令和3年1月7日の緊急事態宣言の発出による改訂）

この生活スタイルは、令和3年4月2日に改訂し、施行する。（令和3年3月21日の緊急事態宣言の解除による改訂）

この生活スタイルは、令和3年5月28日に改訂し、施行する。

（文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂）

この生活スタイルは、令和3年7月9日に改訂し、施行する。

（文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について）

この生活スタイルは、令和3年8月3日に改訂し、施行する。

（令和3年7月30日の緊急事態宣言の発出による改訂 千葉県教育委員会「緊急事態宣言の発令に伴う感染防止対策の徹底及び児童生徒等の教育活動等の機会の確保について）

この生活スタイルは、令和3年8月31日に改訂し、施行する。

（千葉県教育委員会「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」）

この生活スタイルは、令和3年10月4日に改訂し、施行する。

（「千葉県教育委員会「緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について」）

この生活スタイルは、令和3年11月1日に改訂し、施行する。

（千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（令和3年10月7日版）」）

この生活スタイルは、令和4年1月21日に改訂し、施行する。

（文部科学省「新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における感染症対策について（通知）」）

この生活スタイルは、令和4年4月1日に改訂し、施行する。

（文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等による改訂
厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q & A について」）

この生活スタイルは、令和4年6月6日に改訂し、施行する。

（文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等による改訂
厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q & A について」「マスク着用の考え方及び就学前の取り扱いについて」）